

対象：所得要件を除けば就学支援金受給資格を得られる者又は学び直しの支援を受けられる者

家計急変への支援(授業料免除)制度について(令和2年度)
～新型コロナウイルス感染症対策の影響による家計急変も対象となります～

大阪府教育庁施設財務課

大阪府立高等学校に在学する生徒の保護者等が、失職、倒産、病気・怪我、勤務先の経営状況の悪化などの家計急変により授業料の納付が困難になった場合、申請により授業料の免除を受けることができる場合があります。

1 授業料の全額が免除される要件

(1) 生徒について

平成26年4月1日以降に大阪府立高等学校に在学する者であって、所得要件を除けば就学支援金受給資格を得られる者又は学び直しの支援を受けられる者

(2) 保護者等（主たる生計維持者に限る）について

- ①勤務先の倒産、解雇（経営状況の悪化による解雇、離職理由コードが「11（1A）解雇」に限る。）により失職した場合
- ②自営業の廃業（経営状況の悪化）等により失職した場合
- ③病気・怪我、勤務先の経営状況の悪化等により収入が著しく減少した場合
・対象となる世帯の年収目安 450万円未満（4人の世帯で両親のうち一方が働いていて、子2人（高校生・中学生以下）の場合）

(3) 必要な提出書類（学校への申請期限 令和2年12月23日（水））

申請様式のほか、

- ・①②の場合は、「離職票（写し）」、「雇用保険受給資格者証（全ページの写し）」、「解雇通知書（写し）」、「廃業届（写し）」、「税理士等の第三者が作成した失職とその理由を証明する書類」のうちいずれか
- ・③の場合は、次に記載する(a)(b)(c)3点全て。(a)減収前直近1か月の「給与明細」及び減収後3か月の「給与明細等（ボーナス月はボーナスを含む。）」、又は「税理士等第三者が作成した家計急変発生後1年間の年収見込額を証明する書類」、(b)「健康保険証等生徒を扶養していることを証明する書類（写し）」、(c)扶養親族の記載が省略されていない「課税証明書」等
※給与明細書・健康保険証、課税証明書による場合は、3か月の平均給与月額×12月による収入見込み額から所得控除額の推計を差引くことにより1年間の課税総所得金額を推計します。
※家計急変発生後1年間の課税総所得金額見込が、98万円に扶養控除（0～16歳未満の扶養親族1人あたり33万円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円）を加えた額以下になっていることが必要です。

2 注意点

(7) 授業料免除の申請後に上記1の要件に該当しないことが判明した場合は、授業料を納付いただくこととなります。（※上記1(2)③に該当する場合、申請後も3か月ごとに給与明細等の提出により課税総所得金額見込を確認させていただきます。）

(4) 免除期間は、事由発生日の属する月の翌月（事由発生が月の初日の場合は当該月）から家計急変による収入状況が課税証明書に反映されるまでの間です。（高等学校等就学支援金を受給できるまでの間）。ただし、上記(2)①②に該当する場合は、事由発生の属する月の翌月以降に申請した場合は申請月からの適用となります。

お問い合わせ先

大阪府教育庁施設財務課

電話（06）6944-6914

相談先：大阪府立桃谷高等学校事務室（I・II部、III部、通信）

電話（06）6712-0371